

宮城県公報

行 宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○管理美容師及び管理美容師資格認定講習会の指定 （食と暮らしの安全推進課）	一
○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請 （循環型社会推進課）	一
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出 （障害福祉課）	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定 （森林整備課）	二
○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調査の縦覧 （水産業振興課）	三
○岸壁、物揚場及び棧橋の使用に係る使用料の徴収事務の委託（六件） （水産業基盤整備課）	三
○廃油処理施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託 （同）	四
○道路の区域変更 （道路課）	四
○都市計画変更の図書の写しの縦覧 （都市計画課）	四
○都市計画事業の事業計画の認可 （同）	五
○宮城県登米総合産業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託（二件） （教育庁高校教育課）	五
○土地改良区役員の就任の届出 （大河原地方振興事務所）	五
○土地改良区の定款変更の認可 （北部地方振興事務所）	五
○開発行為に関する工事の完了（三件） （建築宅地課）	六

告 示

○宮城県告示第四百五十六号
理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定による管理美容師資格認

定講習会及び美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定による管理美容師資格認定講習会として、次のとおり指定した。

平成二十八年五月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 講習会の主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

二 講習会の日程及び会場

1 管理美容師資格認定講習会

(一) 日程

平成二十八年十月十七日（月）、同月二十四日（月）及び同月三十一日（月）

(二) 会場

仙台市青葉区国分町三丁目三番七号

東京エレクトロンホール宮城

2 管理美容師資格認定講習会

(一) 日程

平成二十八年十月十七日（月）、同月二十四日（月）及び同月三十一日（月）

(二) 会場

仙台市青葉区国分町三丁目三番七号

東京エレクトロンホール宮城

三 受講料

一人につき一万八千円

○宮城県告示第四百五十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見を提出することができる。

平成二十八年五月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 株式会社BWM
 - 2 所在地 宮城県仙台市青葉区大町二丁目十番十四号
 - 3 代表者の氏名 代表取締役 伊藤 俊明
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
 - 宮城県黒川郡大和町松坂平八丁目三番十七
- 三 産業廃棄物処理施設の種類
 - 木くずの破砕施設
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 - 木くず

- 五 申請年月日
 - 平成二十八年三月二十八日
- 六 縦覧場所等
 - 1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）
 - 2 縦覧期間 平成二十八年五月六日から平成二十八年六月六日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

- 七 意見書の提出期限等
 - 1 提出期限 平成二十八年六月二十一日
 - 2 提出場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）
 - 3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第四百五十八号
 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。
 平成二十八年五月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四五〇七〇〇二九九	事業所の名称及び所在地 AndYouの丘	廃止する指定障害児通所支援の種類 放課後等デイサ	設置者名 一般社団法人	廃止年月日 平成二十八年
---------------------	-------------------------	-----------------------------	----------------	-----------------

〇四五二四〇〇二九五	名取市那智が丘一丁目五十二	ービス	悠優会	四月三十日
障害児デイケアセンター 東松島市小松字鷹の池二百二十一五	放課後等デイサ ービス	社会福祉法人 矢本愛育会	平成二十八年 三月三十一日	

○宮城県告示第四百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。
 平成二十八年五月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- 四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）
- 五 保安林として指定された目的
 - 土砂の崩壊の防備
- 六 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百六十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を平成二十八年五月六日から平成二十八年五月二十日まで縦覧に供する。

平成二十八年五月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	発起人の住所及び氏名	加入 区	縦 覧 場 所
	石巻市長渡浜長渡二十五番地 阿部 成幸 石巻市長渡浜大金十七番地 木村 勝弘	網地島加入 区	石巻市開成一番二十七
	宮城県漁業協同組合 第一項の申出をする漁業協同組合の名称		

○宮城県告示第四百六十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、石巻漁港及び鮎川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を平成二十八年四月一日次のとおり委託した。

平成二十八年五月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

石巻市穀町十四一
石巻市

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、塩釜漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を平成二十八年四月一日次のとおり委託した。

平成二十八年五月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

塩釜市旭町一
塩釜市

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、気仙沼漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を平成二十八年四月一日次のとおり委託した。

平成二十八年五月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

気仙沼市八日町一
気仙沼市

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、女川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を平成二十八年四月一日次のとおり委託した。

平成二十八年五月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

女川町女川浜字大原三一六

女川町

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、志津川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を平成二十八年四月一日次のとおり委託した。

平成二十八年五月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

南三陸町志津川字沼田五十六ー二

南三陸町

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、閑上漁港及び荒浜漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を平成二十八年四月一日次のとおり委託した。

平成二十八年五月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

石巻市開成一ー二十七

宮城県漁業協同組合

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、気仙沼漁港における廃油処理施設の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十八年四月一日次のとおり委託した。

平成二十八年五月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

気仙沼市塩見町二五一

特定非営利活動法人 気仙沼清港会

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線 名 三九八号

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後	
後	前	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
一一・一 二〇・八	五・〇 一七・八		七〇〇・八
			七〇〇・八

登米市迫町佐沼字内町六二番地先から
同市迫町佐沼字西館無番地先まで

○宮城県告示第四百六十九号

南三陸町から志津川都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年五月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 志津川都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称 志津川地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画について次のとおり認可された。

平成二十八年五月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画公園

2 名称

仙塩広域都市計画公園事業六・五・一宮城野原運動公園

二 施行者の名称

宮城県

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

1 取用の部分

宮城県仙台市宮城野区宮城野三丁目地内

2 使用の部分

宮城県仙台市宮城野区宮城野三丁目地内

○宮城県告示第四百七十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県登米総合合産業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十八年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十八年五月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号

全国農業協同組合連合会宮城県本部

登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一

みやぎ登米農業協同組合

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県登米総合合産業高等学校の農産物の産直なかだ愛菜館における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十八年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十八年五月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

登米市中田町石森字本町九十五番の一

協同組合産直なかだ愛菜館

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、あぶくま川水系角田地区土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十八年五月六日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 峯 浦 康 宏

就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十八年四月二日	森 正 之	伊具郡丸森町小斎字二ノ迫三十六番地	理事

○宮城県告示第四百七十四号

大崎土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十八年四月二十二日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十八年五月六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 平 勝

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年五月六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市赤井字鷺塚六七番一六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市大曲字堺堀八十番地
矢本運動公園野球場仮設住宅十六号棟二
三浦 順一

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年五月六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
牡鹿郡女川町桐ヶ崎字桐ヶ崎百七番の一部、百八番の一部、百十番一の一部（第二工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

女川町

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年五月六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
牡鹿郡女川町指ヶ浜字指ヶ浜二番一、二番三、三番、四番の一部、六十五番の一部、六十六番一の一部、六十七番、六十八番一、七十番一の一部、七十四番一の一部、七十四番二、二番一地先の水、二番一地先の道の一部、六十五番地先の水、六十六番一地先の道の一部、七十番一地先の水の一部、七十番一地先の道の一部、七十四番一地先の

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

道の一部

女川町